【別表】 単位:円

第1) 建築物の確認申請手数料

第1類 法第6条の4による確認の特例有りの建築物かつ構造計算書なし

床面積の合計	建築確認	中間検査 *1*2	完了検査 *1*2
100 ㎡以内	32,000	39, 000	39, 000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	49,000	43, 000	43,000
200 ㎡を超え、500 ㎡以内	59,000	59,000	64, 000

第2類 第1類以外の建築物

床面積の合計	建築確認	中間検査 *1*2	完了検査 *1*2
100 ㎡以内	80,000 💥	49, 000	59,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	97, 000 💥	53, 000	63,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内	114, 000 💥	61,000	76,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内	132, 000	69, 000	89,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内	176, 000	143, 000	182, 000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内	231,000	165, 000	234, 000
2,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内	352, 000	268, 000	373, 000
4,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内	440,000	297, 000	416, 000
6,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内	550, 000	343, 000	473, 000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内	693, 000	405, 000	567, 000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内	880,000	482,000	697, 000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内	1, 518, 000	821,000	1, 107, 000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内	2, 079, 000	1, 214, 000	1,610,000
200,000 ㎡を超えるもの	2, 200, 000	1, 329, 000	1, 993, 000

※ 構造基準を壁量等の基準とする場合

床面積の合計	建築確認
100 ㎡以内	62, 000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	79, 000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内	89, 000

第2)確認申請手数料に加算する追加手数料

追加手数料項目		追加手数料
省エネ基準審査加算:仕様基準(一戸建ての住宅)		5, 000
省エネ基準審査加算:仕様基準(一戸建ての住	宅以外の住宅)	申請手数料×10%
天空率加算		申請手数料×10%
	申請手数料下限	5, 000
構造計算適合性判定の整合性確認 *3		10,000
ルート2加算 *3		98, 000
避難安全検証法等		申請手数料×20%
免震構造(大臣認定を除く)		40,000
延焼防止建築物等(令 136 条の 2 第一号ロ、第二号ロ)		申請手数料×30%
木造三階建て共同住宅等(告示 255 号 第一 三号及び四号)		申請手数料×30%
条例等の規定による構造耐力、構造計算書審査		28,000
土砂災害特別警戒区域の規制により構造審査を要するもの		50,000
特定天井等(特定天井・落下防止)		別途見積り
既存建築物に対する審査		別途見積り
昇降機併願申請		第4)建築設備加算
第1類 確認申請 構造計算書あり		第2類を適用する

第3) 省エネ判定等が別機関の場合の完了検査手数料(追加料金)

床面積の合計	省工ネ適判等別機関
100 ㎡以内	5,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	5, 000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内	10,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内	15, 000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内	26, 000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内	33, 000
2,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内	52,000
4,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内	58, 000
6,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内	66,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内	79, 000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内	97, 000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内	153, 000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内	224, 000
200,000 ㎡を超えるもの	277, 000

第4) 建築設備、工作物等

		建築確認	中間検査 *2	完了検査 *2
建築設備・小荷	 方物専用昇降機	27,000	35, 000	35,000
RC造の柱、	15m を超え、19m 以内	31,000	30,000	30,000
鉄柱等	19m を超え、25m 以内	50,000	61,000	61,000
	25m 超	80,000	80,000	80,000
煙突	6m を超え、10m 以内	50,000	50,000	50,000
	10m 超	88,000	88,000	88,000
広告塔、	4m を超え、8m 以内	31,000	30,000	30,000
広告版等	8m を超え、14m 以内	50,000	61,000	61,000
	14m 超	80,000	80,000	80,000
高架水槽、	8m を超え、10m 以内	50,000	50,000	50,000
サイロ等 	10m 超	88, 000	88, 000	88,000
擁壁	2m を超え、4m 以内	31,000	30,000	30,000
	4m を超え、10m 以内	50,000	61,000	61,000
	10m 超	88, 000	88, 000	88,000

第5) 建築物の変更(軽微な変更) 届出手数料

届出手数料項目	届出手数料	
第1) 第1類に該当する建築物	5,000	
第1) 第2類に該当する建築物	床面積 500 ㎡以内	5, 000
	床面積 500 ㎡超え	第1)に該当する 建築確認手数料×10%

第6) 建築設備、工作物の変更(軽微な変更) 届出手数料

届出手数料項目	届出手数料
建築設備・小荷物専用昇降機	5, 000
各工作物の種別	5, 000

第7)各種届出手数料

,	
届出項目	届出手数料
申請書等記載事項変更届	5, 000

第8) 仮使用認定申請手数料

対象床面積の合計	仮使用認定 *2
100 ㎡以内	66, 000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	77, 000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内	107, 000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内	144, 000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内	185, 000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内	248, 000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内	324, 000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内	357, 000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内	397, 000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内	430, 000
6,000 ㎡を超え、7,000 ㎡以内	463, 000
7,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内	504, 000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内	515, 000
10,000 ㎡を超え、15,000 ㎡以内	563, 000
15,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内	618, 000
20,000 ㎡を超え、30,000 ㎡以内	737, 000
30,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内	770, 000
50,000 ㎡を超え、70,000 ㎡以内	1, 273, 000
70,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内	1, 339, 000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内	1, 878, 000
200,000 ㎡を超えるもの	2, 377, 000

第9) 遠隔地の場合の手数料(加算額) *4

遠距離地距離	手数料
概ね 50km を超え、100km 以内	13,000 × 検査員数
100 を超え、300km 以内	15,000 × 検査員数 + 旅費
300km を超え、500km 以内	35,000 × 検査員数 + 旅費
500km を超える	55,000 × 検査員数 + 旅費

第10) 計画変更・追加説明について

距離	手数料
計画変更及び追加説明 *5	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積に基づき表第1により算定する。(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算)

第11)

EXPJ 等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の手数料 (加算額)

表第1による手数料 × 20% × (棟数 - 1)

表第1による手数料は、500 m²超 棟数は、棟毎の床面積が200 m²を超える棟に限る。

第12)

改正建築基準法施行日(2025年4月1日)以前に確認済証を交付済で、施行日以後に着工する場合の追加手数料(構造関係規定等適合確認加算額)

追加手数料の項目	追加手数料
500 m ² 以内 かつ 構造基準を壁量等の基準とする場合	30,000
500 m ² 以内 かつ 構造基準を壁量等の基準としない場合	48, 000
省エネ基準審査(仕様基準)のみを行う場合	第2)追加手数料

- *1 中間検査・完了検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- *2 確認済証をハウスプラス以外から受けている場合は、中間検査・完了検査・仮使用 認定手数料に確認申請手数料金額を加算。
- *3 棟毎に手数料を算定する。
- *4 原則として、ハウスプラス(本社)からの距離の区分に応じる。
- *5 直前の確認をハウスプラス以外で受けている場合は、当該建築物に係る部分の床面 積に基づき建築確認手数料金額を加算。

(注意)

建築確認は、消費税法第6条、消費税法別表第1従い、非課税となります。